

## 基準計量器の依頼検査に関する手数料

区 分		金 額
ひょう量が2t以下の手動天びんであって、目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの		1個 4,900円
ひょう量が5t以下の台 手動はかりであって、目 量又は感量がひょう量 の20,000分の1以上のもの	ひょう量が1kg以下のもの	1個 3,350円
	ひょう量が1kgを超え10kg以下のもの	1個 5,300円
	ひょう量が10kgを超え50kg以下のもの	1個 7,800円
	ひょう量が50kgを超え200kg以下のもの	1個 10,500円
	ひょう量が200kgを超え500kg以下のもの	1個 14,000円
	ひょう量が500kgを超えるもの	1個14,000円に、500kgまでを増すごとに 6,900円を加算した額
ひょう量が2t以下の直示天びんであって、目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの		1個 7,900円
基準器検査規則第4条 第2号口(2)に規定する 一級基準分銅に相当する分銅	表す質量が200g以下のもの	1個 3,200円
	表す質量が200gを超えるもの	1個 7,900円
基準器検査規則第4条 第2号口(3)に規定する 二級基準分銅に相当する分銅	表す質量が5kg以下のもの	1個 640円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	1個 780円
	表す質量が50kgを超えるもの	1個 8,800円
基準器検査規則第4条 第2号口(4)に規定する 三級基準分銅に相当する分銅	表す質量が5kg以下のもの	1個 480円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	1個 650円
	表す質量が50kgを超えるもの	1個 7,100円